

参考 5

経済同友会

「医療先進国ニッポン」を目指して

—医療改革のビジョンと医療サービス提供体制
の改革—【抜粋】（2004年4月）



「医療先進国ニッポン」を目指して

—医療改革のビジョンと医療サービス提供体制の改革—

社団法人 経済同友会 2004年4月

(3) 多様なサービス提供者の活躍を可能にする株式会社参入と医療法人制度改革

医療法は株式会社による病院や診療所の開設を認めていない¹¹。その理由は、医療は人命に関わる極めて公益性の高い事業であり、営利を目的とした者が参入すると、患者に不利益をもたらす恐れがあるため、医療機関の運営は非営利組織によって為されなければならない、というものである。

医療が極めて公益性の高い事業であることは間違いない。しかし、現実を見る限り、株式会社の参入を制度上禁止することに合理的な理由を見出すことは困難である¹²。むしろ、株式会社による参入を禁止することにより、株式会社制度の優れた諸特性（透明性とガバナンスの向上、資金調達経路の多様化、等）を活かすことができず、結果として日本における医療の発展を阻害している。また、患者側の選択肢という意味においても、サービス提供者は多様な方が良い。

経済同友会がかねてから主張している通り、企業は営利を目的としながらも常に「社会の公器」としての責任を負う。今日では、株主だけでなく、顧客、従業員、地域社会など利害関係者の利益を広く視野に入れて経営を行わなければ、企業の持続的発展もないという「企業の社会的責任（CSR）」の考え方が広く定着しつつある。少なくとも「株式会社による病院経営が、患者に必然的に不利益をもたらす」などという考えは全般的な外れである。

「構造改革特区」で、高度先進医療を自由診療により提供する場合に限り、株式会社による医療機関設置が認められたが、企業による医療機関経営を認めないとする原則は全く変わっておらず、問題解決にはなっていない。

よって、株式会社による医療機関の開設を可能とすべきである。

また、これに合わせて現行の医療法人制度に関しても見直しを進めることが望ましい。医療法は、医療法人に各種の制度的制約を課しているにも拘わらず、税法上は一般の営利企業とほぼ同じ税率が適用されている。営利法人による医療機関の設置を認めるとともに、医療法人に関しては、出資持ち分の放棄など、明確な基準を定めた上で、それを満たした場合には税制などの面で一定の優遇措置が講じられるべきである。

¹¹ 下記法令及び通知により禁止されると解されている。

・都道府県知事は、病院の開設又は医師でない者による診療所の開設に係る許可申請が行われた場合に、営利を目的として医療機関を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができる。（医療法第7条第5項）
・都道府県知事は、営利を目的とする法人に対して、医療機関の開設許可を与えないこととする。（平成5年2月3日付厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知）

¹² ①医療法人の多くも、金融機関からの借入金返済等を目的として収益を確保する必要に迫られている。②現在でも、社員の福利厚生を目的とした株式会社による医療機関の設立が例外的に認められ、その多くが地域住民への医療サービスを提供しているが、過剰診療等患者が不利益を被ったというような問題は確認されていない。③薬局や訪問看護サービス事業者は、株式会社による経営が認められている。④株式会社による医療機関の経営が認められている米国においても、株式会社を始めとする営利型民間病院は1割に過ぎず、医療機関の過半数は非営利団体により運営されている。

▽ 改革のプロセス

プロセスⅠ

- 施設の充実や高度医療機器の導入などのための医療法人への出資を促進するとともに、迅速な経営意思決定を可能とする環境を整えるため、医療法人の社員総会における出資持分に応じた議決権の行使を可能とする。(医療法第 68 条の改正)
- 非営利の原則・条件を明確化した上で、これを満たした医療法人に対しては、学校法人等と同様の税制優遇を認める。

プロセスⅡ

- 非営利の原則・条件を満たさない「出資持分のある医療法人」については、出資持分に対する配当を認める。
- 合わせて、複雑化した現行の医療法人制度を整理・再編する。

(注：現在、医療法では、「出資持分のある医療法人社団」、「出資持分のない医療法人社団」、「医療法人財団」、「特別医療法人」という 4 種類が定められている。この他に租税特別措置法による「特定医療法人」もある。)

プロセスⅢ

- 営利法人による医療機関設置を解禁する。

なお、以上に述べたそれぞれの「改革のプロセス」は、可能な限り改革を加速し、場合によっては一気に目指すべき最終的な姿を実現すべきである。